

佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第30号

佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例

佐賀県小規模水道条例（昭和35年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | | 改正後 |
|--|---------------------------|------------------|---|
| <p><u>（事務処理の特例）</u> 第14条 武雄市及び鹿島市の区域におけるこの条例の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、当該市がそれぞれの区域内に小規模水道を設置する場合を除き、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> | | | <p><u>（適用除外）</u> 第14条 この条例の規定は、市の区域においては、適用しない。</p> |
| <p>第3条第1項、 第2項及び第3 項並びに第4条</p> | <p>知事</p> | <p>武雄市長 鹿島市長</p> | |
| <p>第5条第1項</p> | <p>当該施設を管轄する保 健所長</p> | <p>武雄市長 鹿島市長</p> | |
| <p>第8条第2項、 第9条、第10条、 第11条第1項、 第12条及び第13 条</p> | <p>知事</p> | <p>武雄市長 鹿島市長</p> | |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。